

○福井県後期高齢者医療広域連合議会定例会規則

〔平成19年4月1日〕
〔規則第10号〕

令和5年11月22日規則第5号

福井県後期高齢者医療広域連合議会の定例会は、毎年2月及び11月に招集する。ただし、特に必要がある場合においては、繰り上げ、又は繰り下げて招集することができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。